

埼玉西部環境保全組合組織規則

制定	昭和53年12月22日	規則第5号
改正	昭和55年 2月 6日	規則第2号
	昭和57年 4月12日	規則第5号
	昭和59年 6月21日	規則第3号
	昭和60年 3月26日	規則第2号
平成 3年 4月 1日		規則第4号
平成 6年10月18日		規則第4号
平成 7年 3月31日		規則第4号
平成 8年 3月27日		規則第3号
平成12年 3月24日		規則第2号
平成13年 2月13日		規則第1号
平成13年 3月28日		規則第9号
平成16年 8月24日		規則第4号
平成20年 3月31日		規則第5号
平成21年 3月25日		規則第4号
平成22年 3月31日		規則第2号
平成23年 3月31日		規則第2号
平成25年 3月28日		規則第2号

埼玉西部環境保全組合組織規則

（目的）

第1条 この規則は、埼玉西部環境保全組合事務局設置条例（昭和53年条例第7号）第2条の規定に基づき、組織について必要な事項を定めることを目的とする。

（職員）

第2条 組合に事務局長を置く。

2 前項に定めるもののほか、必要に応じて次の職員を置くことができる。

- (1) 事務局次長、主席主幹及び建設推進室長
- (2) 所長及び主幹
- (3) 係長、主査及び調整監
- (4) 主任
- (5) 主事
- (6) 技師
- (7) 主事補
- (8) 技師補
- (9) 業務主任及び業務担当主任
- (10) 業務副主任
- (11) 業務員

3 前項第1号の職（以下「次長」という。）を2人以上置く場合は、管理者は必要に応じて上席の次長を指定することができる。

（職務）

第3条 事務局長は、管理者の命を受け、組合の事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。

2 事務局次長は、事務局長を補佐し、事務局長に事故あるときは、その職務を代理する。

3 主席主幹は、事務局長の命を受け、所管の事務及び特に指定された事項を掌理するとともに、所属職員を指揮監督する。

4 建設推進室長は、事務局長の命を受け、組合に必要な施設の建設に関する事務を処理するとともに、所属職員を指揮監督する。

- 5 所長及び主幹は、上司の命を受け所管の事務及び特に指定された事務を処理するとともに、所属職員を指揮監督する。
- 6 係長、主査及び調整監は、上司の命を受け、特に指定された事務及び係の事務を処理し、所属職員を指揮監督する。
- 7 主任は、上司の命を受け、所管の事務を処理する。
- 8 業務主任は、上司の命を受け、係の作業を処理し、所属職員を指揮する。
- 9 業務担当主任は、上司の命を受け、係の作業を処理するとともに、特に指定された業務に従事する。
- 10 業務副主任は、業務主任を補佐し、上司の命を受け、係の作業を処理する。
- 11 前各項に定める職員以外の職員は、上司の命を受け、事務又は作業に従事する。

（係の設置）

第4条 組合の組織に次の係を置く。

事務局

庶務係

業務係

高倉クリーンセンター

施設係

川角リサイクルプラザ

管理係

（事務分掌）

第5条 前条に掲げる各係の事務分掌は、それぞれ次の表のとおりとする。

係	事務分掌
事務局 庶務係	(1) 儀式、交際及び表彰に関すること。 (2) 公印の管理に関すること。 (3) 条例、規則、例規集の編さん及び管理に関すること。 (4) 文章の收受、発送、整理、保存及び廃棄に関すること。 (5) 予算及び決算に関すること。 (6) 議会に関すること。

	<ul style="list-style-type: none"> (7) 会計管理者及びその事務補佐に関すること。 (8) 監査委員及びその事務補佐に関すること。 (9) 公平委員会に関すること。 (10) 職員団体に関すること。 (11) 職員の任免、分限、懲戒、服務、給与その他の勤務条件に関すること。 (12) 職員の研修、福利厚生及び保健衛生に関すること。 (13) 埼玉縣市町村職員共済組合に関すること。 (14) 職員の退職手当に関すること。 (15) 職員の公務災害補償に関すること。 (16) 庁舎の使用に関すること。 (17) 組合所有物件の損害補償に関すること。 (18) 管理者会議に関すること。 (19) 議案、請願、陳情及び意見書等の調整に関すること。 (20) 入札に関すること。 (21) 情報公開制度及び個人情報保護制度に関すること。 (22) 財産に関すること。 (23) 基金に関すること。 (24) その他組合の庶務に関すること。
<p>事務局 業務係</p>	<ul style="list-style-type: none"> (1) 可燃ごみの収集業務に関すること。 (2) 廃棄物（可燃ごみ）の受け入れ業務に関すること。 (3) 粗大ごみの収集業務に関すること。 (4) 一般廃棄物処理業の許可に関すること。 (5) 組合自動車（高倉クリーンセンター配車分）の管理及び点検、整備に関すること。 (6) 組合自動車の安全運転管理に関すること。 (7) 高倉クリーンセンター（工場棟を除く）の維持管理に関すること。

	(8) その他必要と認めること。
高倉クリーンセンター 施設係	(1) 高倉クリーンセンター工場棟の維持管理に関する こと。 (2) 川角リサイクルプラザ工場棟の維持管理に関する こと。 (3) 高倉クリーンセンター技能労務職員の指揮監督に 関すること。 (4) 可燃ごみの最終処分に関すること。 (5) 周辺対策に関すること。 (6) その他必要と認めること。
川角リサイクルプラザ 管理係	(1) 不燃ごみ及び資源物の収集業務に関すること。 (2) ごみの集積所に関すること。 (3) 廃棄物（不燃物・資源物）の受け入れ業務に関する こと。 (4) 川角リサイクルプラザ技能労務職員の指揮監督に 関すること。 (5) 不燃ごみの最終処分に関すること。 (6) ごみの再生及び減量化に関すること。 (7) 住民のリサイクル活動の支援に関すること。 (8) 組合自動車（川角リサイクルプラザ配車分）の管理 及び点検、整備に関すること。 (9) 組合自動車の安全運転管理に関すること。 (10) 川角リサイクルプラザ（工場棟を除く）の維持管 理に関すること。 (11) 川角リサイクルプラザの庶務に関すること。 (12) 周辺対策に関すること。 (13) その他必要と認めること。

2 前項に掲げる事務分掌のほか、係の共事事務分掌は次のとおりとする。

- (1) 所管事務の企画、調査、統計等に関すること。
- (2) 議案の原議作成、浄書等に関すること。

- (3) 所管に属する請願、陳情等の処理に関する事。
- (4) 財産の取得及び管理、処分に関する事。
- (5) 物品等の購入及び管理に関する事。
- (6) 備品台帳の管理及び点検、整備に関する事。
- (7) その他共通と認められる事項。

（委任）

第6条 この規則の施行に関し必要な事項は、管理者が定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（昭和55年規則第2号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（昭和57年規則第5号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（昭和59年規則第3号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（昭和60年規則第2号）

この規則は、昭和60年4月1日から施行する。

附 則（平成3年規則第4号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成6年規則第4号）

この規則は、平成7年1月1日から施行する。

附 則（平成7年規則第4号）

この規則は、平成7年4月1日から施行する。

附 則（平成8年規則第3号）

この規則は、平成8年4月1日から施行する。

附 則（平成12年規則第2号）

この規則は、公布の日から施行し、平成12年4月1日から適用する。

附 則（平成13年規則第1号）

この規則は、平成13年4月1日から適用する。

附 則（平成13年規則第9号）

この規則は、平成13年4月1日から施行する。

附 則（平成16年規則第4号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成20年規則第5号）

この規則は、平成20年4月1日から施行する。

附 則（平成21年規則第4号）

この規則は、平成21年4月1日から施行する。

附 則（平成22年規則第2号）

この規則は、平成22年4月1日から施行する。

附 則（平成23年規則第2号）

この規則は、平成23年4月1日から施行する。

附 則（平成25年規則第2号）

この規則は、平成25年4月1日から施行する。